

平成 26 年度第 1 回

横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会

日時：平成 26 年 8 月 8 日（金）10:00～10:30

場所：ワークピア横浜 3 階会議室「かもめ・やまゆり」

議事次第

1 開会

2 こども青少年局長あいさつ

3 議事

- (1) 後期計画の事業評価（平成 25 年度まで）について
- (2) 次世代育成支援対策推進法延長に伴う横浜市対応について

4 閉会

[配付資料]

- 資料 1 横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会 委員名簿
- 資料 2 横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会 事務局名簿
- 資料 3 後期計画の事業評価（平成 25 年度まで）について
- 資料 4 次世代育成支援対策推進法の延長に伴う横浜市対応について

- 参考資料 1 横浜市附属機関設置条例
- 参考資料 2 横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会運営要綱
- 参考資料 3 平成 25 年度評価指標達成状況
- 参考資料 4 平成 25 年度進捗状況報告書
- 参考資料 5 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要
- 閲覧用資料 横浜市次世代育成支援行動計画 「かがやけ横浜こども青少年プラン」
後期計画（平成 22 年度～26 年度）

横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会
委員名簿

資料 1

◎:会長 ○:副会長

(敬称略・50音順)

| | 所 属 ・ 役 職 等 | 委 員 |
|----|----------------------------------|-----------------------|
| 1 | 横浜市PTA連絡協議会 副会長 | あいはら かずゆき 相原 和行 |
| 2 | 横浜市放課後子どもプラン推進委員会 委員長 | ○ あかし よういち 明石 要一 |
| 3 | 一般社団法人横浜市医師会 常任理事 | おおた けいぞう 太田 恵蔵 |
| 4 | 横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長 | おおの いきお 大野 功 |
| 5 | 恵泉女学園大学大学院 教授 | ◎ おおひなた まさみ 大日向 雅美 |
| 6 | 横浜商工会議所 女性会 会長 | かわはら たかこ 河原 隆子 |
| 7 | 公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長 | きもと しげる 木元 茂 |
| 8 | 横浜市小学校長会 副会長 | きとう ともあつ 斎藤 有厚 |
| 9 | 一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長 | きの けんいち 佐野 健一 |
| 10 | 関東学院大学人間環境学部人間発達学科 教授 | つちや みちこ 土谷 みち子 |
| 11 | 横浜障害児を守る連絡協議会 副会長 | つちやま ゆみ 土山 由己 |
| 12 | 特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長 | はしもと ミチ子 橋本 ミチ子 |
| 13 | 東京家政大学家政学部児童学科 教授 | ますだ まゆみ 増田 まゆみ |
| 14 | よこはま一人子育てフォーラム 世話人 | まつおか よしこ 松岡 美子 |
| 15 | 市民委員 | みのだ まし 蓑田 雅 |
| 16 | 市民委員 | もり ゆみこ 森 祐美子 |
| 17 | 横浜地域連合 副議長 | やない けんいち 柳井 健一 |
| 18 | 横浜市主任児童委員連絡会 代表 | やなだ りえこ 梁田 理恵子 |
| 19 | よこはま南部ユースプラザ 施設長 | わたなべ かつみ 渡辺 克美 |

平成26年8月8日現在

こども青少年局

| 区分 | 所 属 | 氏 名 |
|----------------|------------------------|-----------|
| 局長 | こども青少年局長 | 鯉 渕 信 也 |
| 部 長 | こども青少年局副局長(総務部長) | 小 池 恭 一 |
| | こども青少年局医務担当部長 | 辻 本 愛 子 |
| | 青少年部長 | 藤 沼 純 一 郎 |
| | 子育て支援部長 | 田 中 博 章 |
| | 保育対策等担当部長 | 宮 本 正 彦 |
| | こども福祉保健部長 | 細 野 博 嗣 |
| | 児童虐待・DV対策担当部長 | 黒 澤 孝 |
| | 中央児童相談所長(児童相談所統括担当部長兼) | 金 井 剛 |
| 課 長 | 総務課長 | 岡 ノ 谷 雅 之 |
| | 企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当課長 | 福 嶋 誠 也 |
| | 企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当課長 | 青 木 正 博 |
| | 青少年育成課長 | 日 比 野 政 芳 |
| | 青少年相談センター所長 | 内 田 太 郎 |
| | 放課後児童育成課長 | 齋 藤 紀 子 |
| | 放課後児童育成課整備担当課長 | 安 住 秀 子 |
| | 子育て支援課長 | 齋 藤 真 美 奈 |
| | 幼・保・小連携担当課長 | 原 南 実 子 |
| | 保育運営課長 | 竹 田 良 雄 |
| | 保育運営課運営指導等担当課長 | 本 間 睦 |
| | 保育対策課長 | 渋谷 昭 子 |
| | 保育対策課担当課長 | 杉 山 雅 之 |
| | 保育対策課担当課長 | 田 中 礼 子 |
| | 保育所整備課長 | 松 本 貴 行 |
| | こども家庭課長 | 谷 口 千 尋 |
| | こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長 | 田 中 弘 子 |
| | こども家庭課児童施設担当課長 | 加 藤 光 |
| | こども家庭課親子保健担当課長 | 近 藤 政 代 |
| | 中央児童相談所虐待対応・地域連携課長 | 中 澤 智 |
| 障害児福祉保健課長 | 佐 藤 祐 子 | |
| 係 長 | 企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長 | 許 田 重 治 |
| | 青少年育成課担当係長 | 飯 田 学 |
| | 放課後児童育成課担当係長 | 佐 渡 美 佐 子 |
| | 子育て支援課子育て支援係長 | 高 岡 昭 人 |
| | 保育運営課運営調整係長 | 鎌 田 学 |
| | 保育対策課担当係長 | 安 形 和 倫 |
| | 保育所整備課担当係長 | 松 石 徹 |
| | こども家庭課こども家庭係長 | 上 原 嘉 明 |
| 障害児福祉保健課担当係長 | 柴 山 一 彦 | |
| 関係局 | | |
| 企画 担当 課長 | 健康福祉局 企画課長 | 佐 藤 広 毅 |
| | 教育委員会事務局 教育政策推進課担当課長 | 高 見 暁 子 |
| 事務担当 | | |
| | 企画調整課長 | 吉 川 直 友 |
| | 企画調整課 企画調整係長 | 柿 沼 千 尋 |

後期計画の事業評価（平成25年度まで）について

1 かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画の事業評価

かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（計画期間：平成22年度～26年度）については、計画に掲載された125の事業・取組のうち119の事業・取組（全体の95.2%）について、計画期間内の目標の達成が見込まれます。

<施策分野ごとの振り返り>

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

基本施策① 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査等を実施するとともに、親子が孤立することなく安心して育児できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問事業や保健師等の専門職による第1子の家庭訪問を充実し、妊娠期から産後の切れ目のない支援を行いました。

基本施策② 地域における子育て支援の充実

子育て支援の中核的な拠点である地域子育て支援拠点の整備を進め、平成23年度までに全区への設置を完了しました。また、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、交流できる親と子のつどいの広場の拡充を図るとともに、保護者等の用事やリフレッシュなどの際に、保育所等において一時的に子どもを預かる一時保育・乳幼児一時預かり事業など、在宅家庭の子育て支援の充実に取り組みました。

基本施策③ 未就学期の保育と教育の充実

保育所整備や横浜保育室、NPO等を活用した家庭的保育事業の実施に加え、保育コンシェルジュによるきめ細やかな相談支援等により、平成25年4月の保育所待機児童ゼロを実現しました。平成26年4月には、保育所入所申込が4,114人増加し、待機児童数は20人となりましたが、本市の待機児童対策は、国においても「横浜方式」として推奨され、全国的に待機児童ゼロを目指す先進事例となりました。

また、乳幼児期から小学校以降へ育ちと学びの連続性・一貫性を持ち、教育・保育の質の継続・向上を図るため、横浜版接続機カリキュラムを策定するとともに、推進地区を広げ、幼保小連携の取組を強化しました。

施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

基本施策④ 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、はまっこふれあいスクール等放課後の児童の居場所づくりに取り組みました。

近年の留守家庭児童の放課後の居場所に対するニーズの高まりを受け「はまっ子ふれあいスクール」については、19時までの預かりや長期休暇の預かりなど留守家庭児童に対応する「放課後キッズクラブ」への転換を進めました。

また、地域の青少年活動等を通じて、多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会の提供を行いました。

基本施策⑤ 困難を抱える若者の自立支援の充実

困難を抱える若者が、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目のない相談支援、情報提供が受けられるよう、青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザを中心とした、若者の自立支援のネットワーク強化と、多様な社会参加・就労体験プログラムの展開等により、困難を抱える若者の自立を支援する環境づくりを進めました。

施策分野 3 さまざまな背景や課題をかかえた子どもや青少年とその家庭への支援

基本施策⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

児童虐待死の根絶を目指し、関係機関相互の連携強化、児童養護施設や里親等の支援体制、養育環境の整備など「児童虐待対策プロジェクトの報告書」に基づく8つの対策を推進し、児童虐待の未然防止から、早期発見、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めました。

基本施策⑦ 障害児への支援

障害児への支援として、8か所目の地域療育センターを整備し、通園施設定員の拡充を図るとともに、新たな重症心身障害児施設の27年度中の開所に向け設計を進めました。

学齢期の障害児の居場所づくりとして、本市独自の居場所づくり事業から、法定化された放課後等デイサービス事業への転換を図り、NPO法人や株式会社等多様な運営主体の参入により事業所数が大幅に増加しました。

基本施策⑧ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

ひとり親家庭への自立支援では、就労支援、生活支援、経済的な支援などの総合的な支援を行うとともに、母子生活支援施設退所後、訪問や電話で生活や子育てなどの相談を受けるなど、対象者の負担軽減と地域での生活の安定につなげました。

また、DVをなくすキャンペーンの実施や民間シェルターの運営支援等により、DV被害者等が地域で生活するための支援を充実しました。

施策分野 4 子どもを大切にするまちづくりの推進

基本施策⑨ 安心・安全のまちづくり

店舗や施設に子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらう「ハマハグ」協賛店舗・施設の認定や、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、地域向け子育て支援施設を併設した「横浜市地域子育て応援マンション」の認定を進めるなど、安心して子育てができるまちづくりを進めました。

基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にする機運の醸成

企業・市民に向けた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、父親の家事・育児の推進や祖父母世代の地域の子育て支援への参加促進に取り組みました。

2 目標未達成となる事業・取組

計画期間中に目標を達成できない見込みとなっているものが、6事業・取組あります。

主な理由としては、実施にあたっての関係機関との調整、実施場所の選定等に時間を要したことなどが挙げられます。

次期計画に向け、未達成の理由となっている課題等に対し、具体的な対応を図りながら、引き続き取組を進めるとともに、当初計画の取組内容について途中で見直しを行った結果、目標値に届かなかったものについては、現在の状況やニーズに合わせた取組・事業への転換を図っていきます。

| 事業・取組 | 26年度末 目標値 | 取組状況等（26年3月時点） |
|------------------------------|--|---|
| 保育所・幼稚園における子育て支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所子育てひろば（常設園） 51か所 ・幼稚園はまっ子広場（常設園） 27か所 | <p>地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や育児講座などの開催、子育て情報の提供を行う<u>保育所子育てひろば（33か所）、幼稚園はまっ子広場（20か所）を実施しました。</u></p> <p>既存資源を活用した取組であるため、時間・場所・人員などの制約があること、他の親子の居場所との配置バランスを考慮しながら整備を進めていく必要があることなどが課題となり、計画どおり進めることができませんでした。</p> |
| 空き定員枠の活用 (送迎保育ステーションの整備等) | 拡充 | <p>駅前近くに整備した送迎保育ステーションから空き定員枠のある保育所へバスでの送迎を行う送迎保育ステーション事業は、23年度は2か所、24年度から市内5か所で実施しました。</p> <p>周辺の保育所の新規整備が進む中で、送迎保育の利用ニーズが少ない状況であったことから、後のニーズも見込めない2か所について送迎を廃止し、併設の乳児保育所を5歳児までの保育所へ転換する等の見直しを行い、25年からは<u>3か所での実施となりました。</u></p> |

| 事業・取組 | 26年度末 目標値 | 取組状況等（26年3月時点） |
|-----------------------------------|---|--|
| 休日保育の拡充 | 実施か所 27か所 | <p>日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、<u>10か所（9区）</u>で実施しました。</p> <p>計画期間中に、未実施の区等の保育所と調整を進め、新たに3か所の休日保育を開始しましたが、事業開始前には周辺の休日保育の利用ニーズ把握が困難であることに加えて、保育士の確保が難しい状況であり休日保育を実施することによる平日保育への職員配置への影響が大きいことなどが課題となり、大幅な拡充につながりませんでした。</p> |
| 病児保育の拡充 | 実施か所 27か所 | <p>子どもが病気の際に保護者が家庭で保育できない場合に医療機関に併設する専用スペースで子どもを預かる病児保育事業を<u>16か所（12区）</u>で実施しました。</p> <p>計画期間中には新たに6か所で事業を開始し、1施設あたりの利用者数も増加していますが、看護師・保育士の確保が困難であることや専用スペースの確保が難しいこと等から、目標値を達成することができませんでした。</p> <p>25年度は、病児保育事業を実施する医療機関との意見交換会を開催し、今後の事業実施にあたっての課題整理や新規整備を促進するための検討を行いました。</p> |
| 放課後児童育成施策の推進 | 19時までの 放課後の居 場所のある 小学校区 ニーズの高 い小学校区 全て（309 か所） | <p>すべての子どもにとっての安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の放課後3事業を実施しました。</p> <p>保育所の充実により、学齢期の放課後の居場所ニーズも増加していることから、「はまっ子ふれあいスクール」から、留守家庭児童にも対応する「放課後キッズクラブ」への転換等を進めましたが、専用スペースの確保が困難なこと等が課題となり、19時までの放課後の居場所がある小学校区は、<u>259学区</u>で実施となりました。</p> |
| 重症心身障害 児施設の整 備・拡充及び 機能強化 | 市内定員数 （短期入所 含む） 300人 | <p>在宅介護を行う家族の負担軽減を図り、在宅生活を支援するために、新たな重症心身障害児施設を整備し、短期利用ベッドの充実などの機能強化を目指していましたが、整備にあたっての地元調整に時間を要したため、<u>計画期間中に開所することができませんでした。</u></p> <p>しかし、25年度までに地域との話し合いを重ねて設計を進め、26年度には着工、27年度にはしゅん工、開所する見込みとなっています。</p> |

次世代育成支援対策推進法延長に伴う横浜市対応について

1 次世代育成支援対策推進法の延長等について

「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体及び事業主に対し次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組みを推進する、平成 17 年度から 26 年度までの時限立法として制定されました。

<平成 24 年 8 月>

【子ども・子育て関連 3 法の成立(平成 24 年 8 月)】

①子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）成立

子ども・子育て支援法附則第 2 条の規定により、「政府は、平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされました。

②次世代育成支援対策推進法の一部改正により「市町村行動計画」の策定が任意化

これまで、市町村は次世代育成支援対策推進法の中で次世代育成支援のための「市町村行動計画」の策定が義務づけられていましたが、子ども・子育て支援法施行の日から、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定は任意化されることとなりました。

<平成 26 年 4 月>

【次世代育成支援対策推進法の一部改正（平成 26 年 4 月）】

法改正により、次世代育成支援対策推進法が平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間、延長されることが決定しました。

2 横浜市における計画検討について

平成 24 年 8 月の「子ども・子育て関連 3 法」成立により、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートする予定です。新制度では、各市町村は、様々な子ども・子育て家庭の状況と事業等の利用状況・利用希望を把握して、5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に事業等を実施・整備することとされており、横浜市においても「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の検討を進めています。

横浜市ではこれまで、次世代育成支援対策推進法に基づき横浜市次世代育成支援行動計画を策定し、子ども・青少年のための支援施策を進めてきており、「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」は、横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」（計画期間：平成 22～26 年度）を継承する、横浜市の子ども・青少年のための施策を推進する幅広い計画として検討を進めています。

3 横浜市における対応について（案）

- (1) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」を次世代育成支援対策法に基づく市町村行動計画としても同時に位置づけます。
- (2) 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定にあたっては、「横浜市子ども・子育て会議」において、一体的に審議を行うものとします。

【参考】子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の関係

| | 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称) <策定検討中> | 横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン」 |
|------|--|--|
| 根拠法令 | 子ども・子育て支援法(第 61 条) により <u>策定義務あり</u> | 【 <u>現行</u> 】次世代育成支援対策推進法(第8条)により <u>策定義務あり</u> (平成 17～26 年度までの 10 年間の時限立法) 【 <u>改正後</u> 】 ・市町村行動計画の策定は <u>任意化</u> (24 年8月法改正) ・10 年間の延長(平成 27～36 年度)(26 年4月法改正) |
| 基本理念 | 子ども・子育て支援法(第2条) 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。 | 次世代育成支援対策推進法(第3条) 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。 |

| | | |
|--------------|---|--|
| 計画期間 | 平成 27～31 年度 [5年を一期とする] | <p>【現行】[5年を一期とする] 前期計画:平成 17～21 年度 後期計画:平成 22～26 年度</p> <p>【改正後】[5年を一期とする]</p> |
| 計画内容 (法定) | <p>○各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策(提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期)</p> <p>○教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保(認定こども園の設置数・設置時期・普及に係る考え方、幼保小連携の取組の推進など)</p> <p>○計画の理念等</p> <p>○産後の休業、育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保</p> <p>○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援(児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等)</p> <p>○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(ワーク・ライフ・バランスの推進)</p> | <p>【現行】<内容に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における子育ての支援 ○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ○子育てを支援する生活環境の整備 ○職業生活と家庭生活との両立の推進等 ○子ども等の安全の確保 ○要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から「行動計画策定指針」が示される予定(指針案:参考資料のとおり) ※案では、「市町村行動計画等の策定にあたっては、支援法に基づく計画と一体的に策定することが可能であり、その策定手続きについても一体的に処理することも可能である」とされている ※案では、現行の「内容に関する事項」の項目について変更はない予定(項目内の内容について一部追記・修正あり) |

| | | |
|----------------------|--|--|
| <p>横浜市の 計画内容</p> | <p>幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進する計画として策定</p> <p>＜施策体系＞</p> <p>■施策分野1:子ども・青少年が様々な力を育くむとともに、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策①:未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援 ・基本施策②:学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進 ・基本施策③:障害児への支援 ・基本施策④:若者の自立支援の充実 <p>■施策分野2:出産・子育てしやすい環境をつくる《子育て家庭への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策⑤:生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実 ・基本施策⑥:地域における子育て支援の充実 ・基本施策⑦:ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力(DV)への対応 <p>■施策分野3:社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる《社会全体での支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策⑧:児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実 ・基本施策⑨:ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進 | <p>【現行】横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」(平成 22～26 年度)</p> <p>＜施策体系＞</p> <p>■施策分野1:生まれる前から乳幼児期の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策①:生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実 ・基本施策②:地域における子育て支援の充実 ・基本施策③:未就学期の保育と教育の充実 <p>■施策分野2:子どもや青少年の自立に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策④:学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進 ・基本施策⑤:困難を抱える若者の自立支援の充実 <p>■施策分野3:様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策⑥:児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実 ・基本施策⑦:障害児への支援 ・基本施策⑧:ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力(DV)への対応 <p>■施策分野4:子どもを大切にすまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策⑨:安心・安全のまちづくり ・基本施策⑩:ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にすまちづくりの醸成 |
| | <p>【改正後(案)】</p> <p>3 横浜市における対応について(案)のとおり</p> | |

市第44号議案

横浜市附属機関設置条例の制定

横浜市附属機関設置条例を次のように定める。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市附属機関設置条例

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

| 執行機関 | 附属機関 | 担任事務 | 委員の定数 |
|------|-----------------------------|--|-------|
| | 横浜市大都市自治研究会 | 大都市にふさわしい地方自治制度についての調査審議に関する事務 | 10人以内 |
| | 横浜市民間資金等活用事業審査委員会 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 | 5人以内 |
| | ヨコハマ国際まちづくり推進委員会 | 横浜市における国際性豊かなまちづくりの推進に関する事業の方針その他当該事業の推進に関し必要な事項についての審議に関する事務 | 20人以内 |
| | 横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会 | 横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成18年12月横浜市規則第145号）第 9 条第 1 項の規定による内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、同規則第 2 条第 4 号に規定する特定要望に係る助言等に関する事務 | 3 人 |
| | 横浜市税制調査会 | 横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務 | 10人以内 |

| | | |
|------------------------|---|-------|
| 横浜市入札等監視委員会 | 入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理に関する事務 | 5人以内 |
| 横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会 | 保有土地及び用途廃止施設に関する事業提案型の公募売却及び貸付けに係る事業予定者の選定についての審議に関する事務 | 5人以内 |
| 横浜市公共事業評価委員会 | 横浜市が実施する公共事業の必要性及び効果等の評価についての審議に関する事務 | 10人以内 |
| 横浜市創造界限形成推進委員会 | 創造界限（芸術家等が創作し、発表し、及び滞在する地域をいう。以下同じ。）等の拠点施設において文化芸術活動による街づくりのために実施する事業についての評価、当該事業の運営団体の選考についての審議及び創造界限の形成の推進に係る助言に関する事務 | 15人以内 |
| 横浜文化賞選考委員会 | 横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関する事務 | 20人以内 |
| 横浜市美術資料収集審査委員会 | 横浜美術館における美術作品その他の美術に関する資料の収集についての審査に関する事務 | 7人以内 |
| 横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務 | 8人以内 |

| | | |
|---------------------------|--|-------|
| 横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会 | 横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定についての審査に関する事務 | 13人以内 |
| 横浜マイスター選考委員会 | 横浜市に在住し、卓越した技能等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者の選考についての審議に関する事務 | 10人以内 |
| 横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会 | 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく横浜市次世代育成支援行動計画の策定及び当該計画の推進に係る評価についての調査審議に関する事務 | 25人以内 |
| 横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会 | 民間保育所の整備及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）の児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務 | 7人以内 |
| 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会 | 横浜市の地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、市立保育所の民間移管、乳幼児一時預かり事業等の子育て支援事業に係る運営事業者の選定についての審議に関する事務 | 10人以内 |
| 横浜市福祉調整委員会 | 横浜市における福祉保健サービスに対する利用者等からの苦情及び相談についての調査及び調整に関する事務 | 9人以内 |

横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日こ企第 325 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（所管事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 次世代育成支援施策の推進に関すること。
- (2) 行動計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) 行動計画の策定に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 企業・労働団体の関係者
 - (2) 子育て支援に関する地域活動団体の関係者
 - (3) 福祉・保健・教育関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 市民
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。
- 5 市民委員については、市長が別に定める。

（会長）

第 4 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長が指名することとし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長とする。

3 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、協議会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、こども青少年局総務部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月31日までとする。